

令和4年9月13日

会員各位

一般社団法人鳥取県卓球連盟  
会長 依藤典篤

予選会を通過した者の本大会棄権に係る対応、及び今後の各種予選会の参加者のあり方について（通知）

日頃から本連盟の活動に格別のご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年5月に実施した中国卓球選手権大会鳥取県予選会を通過した2名の者が、本大会を棄権することになりました。本来、予選通過者は、予選会に参加したすべての選手の代表であり、やむを得ない場合を除き、棄権は容認されるものではありません。

事務局は該当者に厳重注意するとともに、棄権の決定が本大会の申込〆切前であったため、予選会の成績により最も適切と思われる者を代替出場者とし、本大会にエントリーしたところ です。

7月10日に開催された令和4年度第2回理事会において、今回の棄権者への対応、今後の各種予選会の参加者のあり方、及び予選会を通過した者の本大会棄権に係る取扱いについて協議し、今後の対応は下記のとおりとすることを決定しました。

会員の皆様におかれましては、その趣旨を十分ご理解のうえ、今後の予選会にご参加いただきますようよろしくお願いいたします。

## 記

- 1 予選会を通過した者が本大会を棄権する（した）場合の対応について
  - ・予選通過者がやむを得ず本大会を棄権する場合は、すみやかに棄権届を県卓連事務局に提出すること。その際、必要に応じて診断書等の関係資料を添付すること。
  - ・棄権者への対応については事務局で原案を作成し、理事会で決定する。棄権の理由によっては、今後の予選会参加を認めない等のペナルティーを課すことがある。
- 2 今後の各種予選会参加者の在り方について
  - ・予選会に参加する者は、予選を通過した場合は必ず本大会に出場できる者であること。予選会通過後に本大会出場を辞退する可能性のある者は、予選会参加を控えること。
- 3 会員への周知について
  - ・本連盟のホームページに掲載して周知を図る。
  - ・今後、予選会の大会要項に次の内容を記載し、会員（参加者）への周知を図る。  
「予選通過者は、必ず本大会へ参加（エントリー）すること。やむを得ず棄権する場合は、すみやかに事務局に棄権届を提出すること。」

※各郡市や委員会、登録チーム等は、傘下の団体やチームの登録メンバーに周知するようご協力をお願いします。